

農業経営基盤強化の促進に関する
基 本 構 想

平成26年9月

十勝郡浦幌町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	本町農業の概況	1
2	本町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み	1
4	農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法	2
5	農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び重点指導事項	4
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標	5
1	個別経営体	6
2	組織経営体	14
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに 農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	15
1	個別経営体	16
第4	効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	19
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	19
1	利用権設定等促進事業に関する事項	20
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	26
3	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	26
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	26
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項	30
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する 事項	31
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	31
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	33
第6	農用地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	34
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	34

2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準	・・・ 34
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	・・・ 34
第7	その他	・・・ 39
別紙1	(第4の1(1)関係)	・・・ 40
別紙2	(第4の1(2)関係)	・・・ 41

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本町農業の概況

本町は、十勝平野の東側に位置し、その立地条件を生かしながら生産基盤の整備に積極的に取り組み小麦、馬鈴しょ、豆類、てん菜を主要作目とする畑作と生乳を主体とする酪農による土地利用型農業を展開している。

また、畑作物を補完する目的で導入が始まった肉牛との複合経営も定着化してきている。

本町の農業構造については、農家戸数245戸、耕地面積11,300haとなっている。しかし、農業従事者の高齢化や後継者のいない農家が増加するなど担い手不足がより深刻化し、農家戸数は減少の一途をたどっている。

こうした中で農地の流動化は貸借を中心に担い手農家へ集積が行われ規模拡大が進んでいる。

2. 本町農業の現状と課題

本町の農業は、畑作、酪農を主体として土地基盤整備、大型化、近代化を進め生産性の向上を図ってきたが、WTO体制下における国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷に加え、肥料や燃油、飼料などの生産資材価格が高止まり、農業所得が減少しており、さらには、特定の国や地域の間で関税撤廃等を行うEPAやFTAを締結する国が増えているほか、TPP等地域包括的な国際間取引等の新たな動きもみられている。

一方、消費者の食の安全・安心に関する高まりや食のニーズの多様化に対応するために、トレーサビリティやGAP（農業生産管理工程）等への取り組みが必須となっており、さらには、有機農業やクリーン農業等環境保全に配慮した取り組みへの転換が急務となっていることなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化している。

さらに、平成22年3月に閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、戸別所得補償制度の導入や農業の6次産業化による活力ある農山漁村の再生など、農業政策は大きく転換されようとしている。

このため、農業情勢の先行き不安などから担い手不足が顕在しており、農地流動化の停滞が懸念されている。

今後は、土地利用型部門を中心に経営規模拡大を志向する経営体の育成を図るため農業経営の合理化、コストの低減をより一層進めながら効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要である。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町に現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業

経営の発展をめざし、他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,300時間）の水準を達成し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね440万円）をあげ得る効果的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

また、労働力不足、後継者不足など地域の課題に対応するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完し得るよう、既存のコントラクター組織を充実させ、さらに新たな農作業受託組織を育成し地域農業のシステム化を促進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指す。

とりわけ、農業者の高齢化や後継者不在により担い手不足が深刻化する中、地域農業の維持・発展に資することについて、法人経営は個人経営に比べ組織的で経営管理能力が高く優れた人材の確保や経営規模の拡大等も容易であることから、法人の設立や運営・発展のそれぞれの段階に応じた支援活動をさらに展開する。

又、地域社会における環境保全に対する関心が高まる中で、今後、本町の酪農・肉用牛生産の健全な発展はもとより、クリーン農業を推進するためには「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」をはじめ、環境保全に係わる諸制度に的確に対応するとともに、家畜排せつ物を貴重な資源として土づくりに活用するなど、有効利用を図ることが必要である。このため、「浦幌町家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、地域の実態を把握しながら、適正な管理の推進と利用を促進する。

近年、「食」「農村」をキーワードに「消費」と「生産」を関連させた様々な取り組みが展開されている。その背景として、「食」の安全に対する関心の高まりとともにその生産現場である「農村」への関心が高まってきていること等がある。

こうした中で「地域で生産されたものは、地域で消費する」という「地産地消」や、食べることの大切さや望ましい食生活を身につける「食育」の取り組みが広がっている。本町においては、食育的視点からの農業体験の開催等食育活動を推進するとともに、地産地消と食育を通して消費者と生産者が相互理解を深めることにより、安全で安心な本町の農産物の消費拡大を図っていく。

また、都市住民を中心に、ライフスタイルの変化から農業・農村に「やすらぎ」や「自然とのふれあい」を求める機運が高まっており、本町においては、農村民泊による修学旅行受け入れの取り組みが広がっており、受入体制の整備を図りながらニーズへの対応を促進していく。

4. 農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法

将来の本町農業の担い手農家の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、自主的な努力を助長しつつ農業の生産振興を推進することとし、意欲と能力のある者が農業経営に取り組みに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受け

た農業者（以下「認定農業者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努力し、各関係機関や団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、各種事業の実施にあたっては、認定農業者の経営発展に資するよう計画策定などにおいて十分な検討を行う。

（２）本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

（３）農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を中心とした利用権設定等促進事業等の農地流動化対策により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者の適切な結び付けを行うものとする。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

（４）農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託等により実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて生産性の向上、合理的な経営展開を助長するため農業改良普及センターの指導の下に試験、研究を図りながら高収益作物の導入や栽培技術の改善を促進する。

（５）労働の省力化や機械・施設の効率的な利用による所得の向上、社会的信用力の向上をはじめ、給与制や休日制、社会保険等の整備による優れた人材の確保など経営上のメリットを有する法人化を推進する。

特に、地域における離農者等の農地や農作業の引き受け、雇用の受け皿など、地域農業や地域社会を支える役割としても期待されことから、法人経営の安定・発展を促進する。

（６）農業後継者については、親子それぞれの世帯が安定的に生活できる所得を確保し定着の促進を図るとともに、農外からの新規参入者については、農業協同組合をはじめとする関係機関と連携を密にし、受入体制や情報発信の充実、各種支援制度による就農確保と定着化を推進していく。

（７）町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を推進し、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

- (8) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

5 . 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び重点指導事項

本町は、これらの実現に向けた指導体制の充実のため農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターの担当職員等で構成する地域農業再生協議会の指導により農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等、重点的指導及び研修会の開催等を行う。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

6 . 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の平成 2 5 年の新規就農者数は 7 人であり、過去 5 年間は平均 8 人程で、それ以前の 5 年間の平均に比べ伸びている。ただし、畑作と並び本町の大きなウェートを占めている酪農を初めとする畜産農家の離農が近年著しいため、この部門への新規就農者の更なる確保が必要である。

(2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から 5 年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間 900 人の新規就農者及び 220 人の法人への新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間 6 人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を 5 年間で 2 法人増加させる。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者 1 人あたり 1,800 ~ 2,300 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始後 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3 に示す効率的安定的な農業経

営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体あたり年間農業所得220万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 ()	作付面積等 小麦 8.0ha てん菜 8.0ha 小豆 4.5ha 金時 3.5ha 経営面積合計 24.0ha	機械施設整備 トラクタ(70ps) 1台 トラクタ(50ps) 1台 ダンプトラック(2t) 1台 スプレイヤ(1,200ℓ) 1台 グレンドリル 3戸共同 ビート移植機 3戸共同 ビートハーベスタ 3戸共同 ビーンハーベスタ 3戸共同 ビーンスレッシャ 3戸共同 マニュアルスプレッド 5戸共同 農舎(D型) 1棟 育苗ハウス(てん菜) 1棟 他 その他 ・コスト低減のため機械の共同利用 ・農協と麦作集団が一体となった小麦の収穫乾燥調製作業による高品質小麦の生産 ・地力維持(茎葉の鋤込みや有畜農家との堆肥交換、緑肥の作付) ・排水不良改善のためのハーフソイラや心土破碎の実施	・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・作物毎の原価分析 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・共同化によるコストダウン	・農業機械の共同利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・農作業委託等による労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 雇用労働 ・年間延べ 30人 1人当労働時間 ・主たる従事者 1,506hr ・補助従事者 448hr ・家族総労働時間 1,955hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 ()	作付面積等 小麦 10.0ha てん菜 10.0ha 馬鈴しょ 6.0ha 小豆 3.0ha 金時 6.0ha 経営面積合計 35.0ha	機械施設整備 トラクタ(100ps) 1台 トラクタ(60ps) 1台 ダンプトラック(2t) 1台 スプレー(1,200ℓ) 1台 グレンドリル 3戸共同 ビート移植機 3戸共同 ビートハーベスタ 3戸共同 ポテトハーベスタ 3戸共同 ビーンハーベスタ 3戸共同 ビーンスレッシャー 3戸共同 マニュアルスプレッダ 5戸共同 農舎(D型) 1棟 育苗ハウス(てん菜) 1棟 他 その他 ・コスト低減のため機械の共同利用 ・農協と麦作集団が一体となった小麦の収穫乾燥調製作業による高品質小麦の生産 ・地力維持(茎葉の鋤込みや有畜農家との堆肥交換、緑肥の作付) ・排水不良改善のためのハーフソイラや心土破碎の実施	・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・作物毎の原価分析 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・共同化によるコストダウン	・農業機械の共同利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・農作業委託等による労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 雇用労働 ・年間延べ 66人 1人当労働時間 ・主たる従事者 1,663hr ・補助従事者 782hr ・家族総労働時間 2,445hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 ()	<p>作付面積等</p> <p>小麦 12.0ha てん菜 12.0ha 馬鈴しょ 10.0ha 小豆 4.0ha 大豆 3.0ha 手亡 4.0ha</p> <p>経営面積合計 45.0ha</p>	<p>機械施設整備</p> <p>トラクタ(100ps) 1台 トラクタ(70ps) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 スプレー(1,200ℓ) 1台 グレンドリル 3戸共同 ビート移植機 3戸共同 ビートハーベスタ 3戸共同 ポテトハーベスタ 3戸共同 ビーンハーベスタ 3戸共同 ビーンスレッシャー 3戸共同 マニユアスプレッダ 5戸共同</p> <p>農舎(D型) 2棟 育苗ハウス(てん菜) 1棟 他</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト低減のため機械の共同利用 ・農協と麦作集団が一体となった小麦の収穫乾燥調製作業による高品質小麦の生産 ・地力維持(茎葉の鋤込みや有畜農家との堆肥交換、緑肥の作付) ・排水不良改善のためのハーフソイラや心土破碎の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・作物毎の原価分析 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・共同化によるコストダウン 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械の共同利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・農作業委託等による労働の軽減 <p>家族労働力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 <p>雇用労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間延べ 56人 <p>1人当労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1,799hr ・補助従事者 710hr ・家族総労働時間 3,219hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 肉牛	<p>作付面積等</p> <p>小麦 8.0ha てん菜 8.0ha 小豆 3.0ha 金時 6.0ha 牧草 17.0ha</p> <p>経営面積合計 42.0ha</p> <p><飼養頭数> 経産牛 30頭 育成牛 27頭</p>	<p>機械施設整備</p> <p>トラクタ(100ps) 1台 トラクタ(60ps) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 スプレヤー(1,200ℓ) 1台 グレンドリル 3戸共同 ビートハーベスタ 3戸共同 ポテトハーベスタ 3戸共同 ビーンハーベスタ 3戸共同 7-30デイター 1台 テッドレーキ 1台 ロールペーラ 1台</p> <p>成牛舎(330㎡) 1棟 育成舎(198㎡) 1棟 堆肥舎(150㎡) 1棟</p> <p>農舎(D型) 1棟 育苗ハウス(てん菜) 1棟 他</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト低減のため機械の共同利用 ・農協と麦作集団が一体となった小麦の収穫乾燥調製作業による高品質小麦の生産 ・堆肥を活用した地力向上 ・排水不良改善のためのハーフソイラや心土破碎の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・作物毎の原価分析 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・共同化によるコストダウン ・肉牛市場情報と育種価値情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械の共同利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による労働の軽減 <p>家族労働力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <p>雇用労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間延べ 32人 <p>1人当労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1,980hr ・補助従事者 1,583hr ・家族総労働時間 3,563hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 畑作	作付面積等 小麦 6.0ha てん菜 6.0ha 金時 5.0ha 牧草 13.0ha 飼料用とうもろこし 6.0ha 経営面積合計 36.0ha <飼養頭数> 経産牛 30頭 育成牛 19頭	機械施設整備 トラクタ(100ps) 1台 トラクタ(60ps) 1台 ダンプトラック(3t) 1台 スプレヤー(1,200ℓ) 1台 タイヤショベル 1台 グレンドリル 5戸共同 ビートハーベスタ 3戸共同 ポテトハーベスタ 3戸共同 ビーンハーベスタ 5戸共同 7-30デシヤ- 3戸共同 テッドレーキ 3戸共同 ロールベアラ 3戸共同 ベールラッパー 3戸共同 マリアスプレッダ- 3戸共同 バキュームカー 3戸共同 総合は種機 3戸共同 成牛舎(300㎡) 1棟 育成舎(125㎡) 1棟 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1式 バンクリーナー 1式 農舎(D型) 1棟 育苗ハウス(てん菜) 1棟 堆肥舎(240㎡) 1棟 他	・経営・労務・財務・ほ 場管理の実施により経 営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・作物毎の原価分析 ・農業機械・施設の保守 管理の徹底 ・適正労働配分と省力化 の推進 ・共同化によるコストダ ウン ・乳牛検定情報や飼料分 析などに基づく飼養管 理技術の向上	・農業機械の共同利用と 高性能機械の導入に よる作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による 労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 雇用労働 ・年間延べ 21人 1人当労働時間 ・主たる従事者 2,061hr ・補助従事者 1,587hr ・家族総労働時間 3,648hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 ()	作付面積等 牧草 26.0ha 飼料用とうもろこし 12.0ha 経営面積合計 38.0ha <飼養頭数> 経産牛 60頭 育成牛 37頭	機械施設整備 トラクタ(110ps) 1台 トラクタ(80ps) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 タイヤショベル 1台 総合は種機 1台 7-70 ³ イヨ ¹ テッドレーキ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパー 1台 マニウス ¹ レツダ ¹ バキュームカー 1台 フロントローダー 1台 ディスクハロー 1台 ケンブリッジローラー 1台 成牛舎(600㎡) 1棟 育成舎(250㎡) 1棟 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1式 バンクリーナー 1式 バンカーサロ(250㎡) 2基 堆肥舎(480㎡) 1棟	・経営・労務・財務・ほ 場管理の実施により経 営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・原価分析による生産コ ストの把握 ・農業機械・施設の保守 管理の徹底 ・適正労働配分と省力化 の推進 ・自給飼料の品質向上に よるコストダウン ・乳牛検定情報や飼料分 析などに基づく飼養管 理技術の向上	・農業機械の共同利用と 高性能機械の導入に よる作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による 労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 2人 雇用労働 ・年間延べ 32人 1人当労働時間 ・主たる従事者 2,465hr ・家族総労働時間 4,552hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 ()	作付面積等 牧草 48.0ha 飼料用とうもろこし 22.0ha 経営面積合計 70.0ha <飼養頭数> 乳用種 経産牛 120頭 育成牛 74頭	機械施設整備 トラクタ(110ps) 1台 トラクタ(80ps) 1台 ダンプトラック(4t) 2台 総合は種機 1台 タイヤショベル 1台 7P-70G トラクタ 1台 テッドレーキ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパー 1台 マニユアスプレッタ 1台 バキュームカー 1台 フロントローダー 1台 ディスクハロー 1台 ケンブリッジローラー 1台 スキッドローラー 1台 TMRミキサー 1台 成牛舎(1,200㎡) 1棟 育成舎(480㎡) 1棟 ミルキングパーラー 1棟 バルククーラー 1式 パンカサバ(250㎡) 5基 堆肥舎(1,080㎡) 1棟	・経営・労務・財務・ほ 場管理の実施により経 営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・原価分析による生産コ ストの把握 ・農業機械・施設の保守 管理の徹底 ・適正労働配分と省力化 の推進 ・自給飼料の品質向上に よるコストダウン ・乳牛検定情報や飼料分 析などに基づく飼養管 理技術の向上	・農業機械の共同利用と 高性能機械の導入に よる作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による 労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人 雇用労働 ・年間延べ 35人 1人当労働時間 ・主たる従事者 2,342hr ・補助従事者 1,644hr ・家族総労働時間 6,328hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 専業	作付面積等 牧草 56.0ha 経営面積合計 56.0ha <飼養頭数> 経産牛 100頭 育成牛 96頭	機械施設整備 トラクター(80ps) 2台 農用トラック(4t) 1台 フロントローダー 1台 マニユアスプレッター 1台 ブロードキャスター 1台 動力噴霧機 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレイキ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパー 1台 成牛舎(1,100㎡) 1棟 育成舎(660㎡) 1棟 敷料庫(50㎡) 1棟 堆肥舎(330㎡) 1棟	<ul style="list-style-type: none"> ・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・原価分析による生産コストの把握 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・自給飼料の品質向上によるコストダウン ・肉牛市場情報と育種価格情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械の共同利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 雇用労働 ・年間延べ 0人 1人当労働時間 ・主たる従事者 2,285hr ・補助従事者 1,466hr ・家族総労働時間 3,751hr

〔組織経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 ()	作付面積等 牧草 275.0ha 飼料用とうもろこし 130.0ha 経営面積合計 405.0ha <飼養頭数> 乳用種 経産牛 700 頭 育成牛 303 頭	機械施設整備 トラクタ(110ps) 2台 トラクタ(80ps) 2台 ダンプトラック(4t) 4台 総合は種機 1台 7-コデ イシャ 2台 テッドレーキ 1台 ロールベアラ 2台 ベールラッパー 1台 マニュアルプレツダ 1台 バキュームカー 1台 フロントローダー 2台 ディスクハロー 1台 ケンブリッジローラー 1台 スキッドローラー 1台 TMRミキサー 2台 ショベルローダー 2台 成牛舎(7,200㎡) 1棟 育成舎(1,400㎡) 1棟 哺育舎(400㎡) 1棟 パンカサロ(330㎡) 12基 ミルキングパーラー 1棟 パルククーラー 1式 分娩舎(400㎡) 1棟 堆肥舎(3,000㎡) 2棟 浄化槽 1棟	<ul style="list-style-type: none"> ・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・原価分析による生産コストの把握 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・自給飼料の品質向上によるコストダウン ・乳牛検定情報や飼料分析などに基づく飼養管理技術の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械の効率的利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による労働の軽減 <p>構成員労働力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 10人 ・補助従事者(常時雇用者) 5人 <p>臨時雇用労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間延べ 268人 <p>1人当労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2,370hr ・補助従事者 1,439hr <p>・構成員総労働時間 20,126hr</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に浦幌町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、浦幌町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜	作付面積等 小麦 4.0ha てん菜 4.0ha 大豆 4.0ha 苜蓿 0.1ha 経営面積合計 12.1ha	機械施設整備 トラクタ(70ps) 1台 トラクタ(50ps) 1台 ダンプトラック(2t) 1台 ブラウ 1台 ロータリーハロー 1台 スプレイヤ(1,200ℓ) 1台 グレンドリル 3戸共同 ビート移植機 3戸共同 ビートハーベスタ 3戸共同 ビーンハーベスタ 3戸共同 農舎(D型) 1棟 ハウス (てん菜育苗兼用) 1棟 (苜蓿専用) 1棟 その他 ・コスト低減のため機械の共同利用 ・農協と麦作集団が一体となった小麦の収穫乾燥調製作業による高品質小麦の生産 ・地力維持(茎葉の鋤込みや有畜農家との堆肥交換、緑肥の作付)	・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・作物毎の原価分析 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・共同化によるコストダウン	・農業機械の共同利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・農作業委託等による労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 雇用労働 ・年間延べ 0人 1人当労働時間 ・主たる従事者 1,500hr ・補助従事者 455hr ・家族総労働時間 1,955hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業	作付面積等 牧草 18.0ha 飼料用とうもろこし 8.0ha 経営面積合計 26.0ha <飼養頭数> 経産牛 40頭 育成牛 25頭	機械施設整備 トラクタ(110ps) 1台 トラクタ(80ps) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 タイヤショベル 1台 総合は種機 1台 7-70 ³ イヨ ³ - テッドレーキ 3戸共同 ロールベアラ 3戸共同 ベールラッパー 3戸共同 マニウスプレッダ- 1台 バキュームカー 1台 フロントローダー 1台 ディスクハロー 1台 成牛舎(600㎡) 1棟 育成舎(250㎡) 1棟 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1式 パンクリーナー 1式 堆肥舎(480㎡) 1棟	・経営・労務・財務・ほ 場管理の実施により経 営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・原価分析による生産コ ストの把握 ・農業機械・施設の保守 管理の徹底 ・適正労働配分と省力化 の推進 ・自給飼料の品質向上に よるコストダウン ・乳牛検定情報や飼料分 析などに基づく飼養管 理技術の向上	・農業機械の共同利用と 高性能機械の導入に よる作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による 労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 2人 雇用労働 ・年間延べ 16人 1人当労働時間 ・主たる従事者 2,200hr ・家族総労働時間 4,400hr

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 専業	作付面積等 牧草 33.6ha 経営面積合計 33.6ha <飼養頭数> 経産牛 60頭 育成牛 57頭	機械施設整備 トラクター(80ps) 2台 農用トラック(4t) 1台 フロントローダー 1台 マニュアルプレッター 1台 ブロードキャスター 1台 モア-コンディショナー 1台 テッターレイキ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパー 1台 成牛舎(1,100㎡) 1棟 育成舎(660㎡) 1棟 敷料庫(50㎡) 1棟 堆肥舎(330㎡) 1棟	<ul style="list-style-type: none"> ・経営・労務・財務・ほ場管理の実施により経営内容の点検と改善 ・青色申告の実施 ・原価分析による生産コストの把握 ・農業機械・施設の保守管理の徹底 ・適正労働配分と省力化の推進 ・自給飼料の品質向上によるコストダウン ・肉牛市場情報と育種価格情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械の共同利用と高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・雇用労働の安定確保 ・家族労働の作業分担 ・農作業委託等による労働の軽減 家族労働力 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 雇用労働 ・年間延べ 0人 1人当労働時間 ・主たる従事者 2,200hr ・補助従事者 1,500hr ・家族総労働時間 3,700hr

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他
農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- ・効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
概ね 95 %	

また、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

この目標を実現するために、次のとおり実施する。

本町における認定農業者への農地の集積状況は約80%であり、これまで農業委員会のあっせん等により、農地の集積が図られてきた。しかし今後、後継者がいない農家の離農による農地の供給が予想され、高齢化や労働力不足による受け手の確保が課題となってくる。

これらを解消するために、農業協同組合や農業委員会など関係機関との連携を図りながら認定農業者制度の普及活動の実施、農作業受託体制の整備や新規就農者の研修体制の整備などを進め、認定農業者や新規就農者の育成・確保、法人化を推進し、これらの者への農用地の集約化と農作業受託体制の整備を図っていく。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

利用権設定等促進事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア．農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ．農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同

組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定または移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

法第18条第2項第6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、 の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ．浦幌町長への確約書の提出や浦幌町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、 の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

 から に定める場合の他、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の

条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

本町は、の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア．当該開発事業の実施が確実であること。

イ．当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ．当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定期間

本町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

本町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

本町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

及び に定める申出を行う場合において、(4)の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

本町は、(5)の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

本町は、(5)の及びの規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、 に定める場合のほか、利用権設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、町は農用地利用集積計画を定めることができる。

本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、 のウの事項について、本町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

利用権の設定等を受けようとする者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
に規定する者に に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称
及び住所

に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を
含む。）始期（又は移転の時期）存続期間（又は残存期間）借賃及びその支払いの方
法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的
とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決
済の方法）利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有
権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びそ
の支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

に規定する者が（１）の に該当する者である場合には、次に掲げる事項
ア．その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利
用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ．その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55
年農林水産省令第34号）（以下「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権
利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借
又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報
告しなければならない旨

ウ．撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（（オ）については必要に応じ
て定める）

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7) の に規定する土地ごとに (7) の に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が 5 年を超えないものの限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得ることとで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は (5) の の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち (7) の から までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が、(9) の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され (若しくは移転し) 又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

浦幌町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた (1) の に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア．その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的

に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア．（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ． の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

本町は、 の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

本町が の規定による公告をしたときは、 の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2．農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

（１）本町は、本町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

（２）町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3．農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

（１）本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

（２）町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア．農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ．農用地利用改善事業の実施区域

ウ．作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ．認定農業者とその構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ．認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ．その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

(2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア．農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ．(4) の エ に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ．農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

本町は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

から までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5) の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化推進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア．特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

本町は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の の認定をする。

ア． のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ．申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

(5)の の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

認定団体は、 のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本町に届け出るものとする。

本町は、認定団体が(5)の の認定に係る農用地利用規程(又は の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)の従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(5)の 及び(6)の の規定は の規定による変更の認定について、(5)の

の規定は 又は の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

本町は、(5) の に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア．農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ．効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ．農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について普及

啓発

エ．農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ．地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ．農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6．農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成の取り組みを実施する。

(1) 各種研究グループの育成や国内外の先進事例研修の実施

(2) 簿記記帳グループ及び青色申告農家の育成による経営管理能力を持った人材の育成

(3) 新規就農者の積極的受入れ及び支援の実施

(4) 経営のパートナーとして女性が経営に参加できるよう家族経営協定や農業経営改善計画の共同申請への女性参加の推進

(5) コントラ事業の普及拡大及び酪農ヘルパー制度の推進による就労条件の改善整備

7．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、その他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での

就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるように教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みづくり等が代表的なものであるが、本町においては、小・中学生を主な対象としたこうした取り組みが進められており、農業に関する知見がさらに広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農計画書」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、新規就農者交流会への参加を促すとともに、認定農業者との交流の機会を設ける。

経営力の向上に向けた支援

に掲げる「営農計画書」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農相談等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合組織、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分

担しながら各種取組を進める。

8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア．畑地帯総合整備事業、町単独の小規模暗渠排水事業、明渠排水溝掘削事業による農業基盤整備事業を通じて農地確保、生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件の整備を図る。

- イ．良質堆肥生産奨励事業等により家畜排せつ物の適正処理・リサイクルの促進、環境保全型農業直接支援対策による減化学肥料・減農薬を推進し環境保全型農業の確立を目指す。

- ウ．良質粗飼料増産対策事業により良質な自給飼料の増産に対する取り組みや、肉用牛生産基盤拡大緊急対策事業による優良牛の導入等、また、「浦幌町鳥獣被害防止対策協議会」を中心に有害鳥獣の被害対策を推進する等、農畜産物の安定生産を推進する。

- エ．個別排水処理施設整備事業により個別排水処理施設（合併処理浄化槽）を整備し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、新しい農村づくりを促進する。

- オ．地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

事業推進体制等

本町は、町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体の役職員及び担い手農家等をもって構成する町農業振興対策委員会において、農地利用集積円滑団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。町農業振興対策委員会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に促進する。

農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

し、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

本町における農地利用集積円滑化事業は、本町全域を対象として行うことを基本とする。

本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、本町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

事業実施地域に関する事項

事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。

本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容及、次に掲げる要件に該当するものであるときは、 の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ．農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ．農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ．農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

本町は、 の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実地域を本町の掲示版への掲示により公告する。

から までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

及び の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

本町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

る。

本町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の規定による承認を取り消すことができる。

ア．農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなつたとき。

イ．農地利用集積円滑化団体が の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ．農地利用集積円滑化団体が の規定による命令に違反したとき。

本町は、 の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を本町の掲示版への掲示により公告する。

(4) 本町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部または一部を行うことができるものとする。

本町が の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、浦幌町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の に掲げる要件に該当するものとする。

本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示版への掲示により公告する。

及び の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営

農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。

農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア. 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ. 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ. 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替っても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農地等の価格につ

いては、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1) 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。) 農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は、畜産公社(農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第 2 条 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第 1 条第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間(又は残存期間)	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 存続期間は10年(開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年とすることが相当でない認められる場合には、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、浦幌町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間(又は残存期間)	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
のと同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、の3と同じ。</p>	のと同じ。	のと同じ。

農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間	損益の算定基準	損益の決済方法	有益費の償還
のと同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	のと同じ。この場合においての中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	のと同じ。

所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>